

残暑お見舞い申し上げます

やっと雨蛙の鳴き声から開放されたら、あぶら蟬とミンミン蟬が早朝から鳴き始め、安眠を妨害されています。

景気回復の兆しが見え始めた矢先にそごうの民事再生法。いろいろな意味を含めてドキッとさせられています。

不良債権の処理が一段落すれば、日本の景気も良くなるのでは？ と平成 8 年の年賀状で申しあげました。

自己改革、自己責任、コンプライアンス（法令遵守）、不良債権の自己査定等々頭の切り替えつまり、「規制・保護モード」から「自己責任モード」への変換が必要なのに、政治家も役人もそして経営者もまだまだ切り替えのできてない人がいます。

日刊紙や雑誌等マスコミに連日のように会計ビックバンに関連した話や会計処理の話が出て来ます。東洋経済の 7 月 22 日号によれば、21 世紀を生き抜くビジネスマンに欠かせない三つのリテラシーは 「パソコン」「英語」そして「会計」である、との記事まで出ています。

さて前置きが長くなりましたが、これからは当事務所の景気回復の話です。お付き合いください。

公益法人の整理促進を狙って「中間法人制度」の法制化が着々と進んでいます。

一部には「共益法人」という名称になるという噂も聞いてます。

「中間法人（仮称）制度の創設に関する要綱中間試案」も公表され、これに対する「意見書」も最近日本公認会計士協会から法務省宛てに提出されました。

民法 34 条法人に対しては毎年「公益法人個別調査票」が送られており、その中に「Ⅰ、基本に関する事項」の中に「法人の性格」を記載するようになっています。それは

- 1、本来の公益法人
- 2、互助、共済、業界団体等（中間法人）
- 3、営利法人への転換候補
- 4、その他

この中から、選択するようになっています。つまり色分けがすでに始まっているということです。

中間法人や営利法人への転換につき危機意識をもっていない理事が結構いますが中間法人になった場合は、法人税法上の恩恵はまず期待できないでしょう。

公益法人の資金が潤沢なのは、収益事業課税が限定列举であること、かつ請負業に関してはアグリーメント方式という便利な制度があること、税率も軽課であること、それと最大の恩典は「みなし寄付金」課税です。

公益法人が所轄官庁に決算書を届けると、質問書がきますが、その中に最近下記のような

『勘定科目別 消費税の実務手引き』新日本法規出版

『非公開会社の会計監査事例』商事法務研究会

『相続財産の確定評価と申告手続きのすべて』日本法令

(最近の原稿)

・ 子会社・関連会社支援の税務「子会社・関連会社の債務の肩代わり」

税理平成 12 年 7 月

・ 中小企業におけるキャッシュフロー管理

全国生コンクリート工業組合連合会
「ZENNAMA」平成 12 年 7 月号

連絡先

東京都港区芝 4 丁目 4 番 5 号 三田 KM ビル

TEL 03-3455-6666

FAX 03-3455-7777



◎ 声品質重視・地下鉄移動中も連絡可

PHS (DDI H “) 070-5549-6666

◎ 僻地まで私を追いたい方は

ケータイ

090-2228-3614

→ 暗記の仕方「似るもの夫婦は、さむいよ」

◎ 最も確実な連絡方法

E-MAIL watanabe@cps.ne.jp

URL <http://www.cps.ne.jp/watanabe/>

4、指導・相談

5、役員

職業会計人にとって気になる質問事項です。

さて前置きでなく、中置きが長くなりました。

平成9年に「Q&A 公益法人の運営と会計・税務」を新日本法規出版から上梓しました。マーケットが極めて狭いにもかかわらず、増刷もさせていただいておりますが、昨年同じ新日本法規出版より加除式の「公益法人の法務・会計・税務」の出版の話があり、昨年晩秋に発行の運びとなりました。

おかげで去年は夏休みがなくなってしまいました。

そのときは特にご案内もしませんでした。公益法人を取り巻く環境が激変していること、理事の方たち（特に民間出身の理事）に公益法人の本質を分かっていたいただきたいこと、さらに公益法人を指導する職業会計人の方に、更なるご理解をいただきたく今回このような形のご案内をさせていただきました。

また会計事務所や経営者向けにカセット・ビデオの通信販売を行っている（株）FPステーションより、「ここが違う！ 公益法人の決算実務」の60分もののビデオテープも昨年録画撮りしました。

会計事務所の職員教育用として、また公益法人の理事の方たちに是非ご覧いただきたいと思います。お忙しい方は、お車での移動時間帯にカセットでお聞きください。

以上長文を最後までお読みいただき、感謝いたします。新日本法規出版（株）、（株）FPステーションの両者のご好意によりこのような形にさせていただきました。

著者・話者履歴

公認会計士・税理士

昭和19年埼玉県生まれ 早稲田大学第一商学部卒

日本公認会計士協会東京会 公益法人特別委員会委員長

日本公認会計士協会東京会 税務委員会委員長

現在 日本公認会計士協会 常務理事

優和公認会計士共同事務所 理事長

渡辺公認会計士税理士事務所 所長

主な著書（共著）

『不動産有効活用の実務と対策』第一法規（編集責任者）

さて前置きが長くなりましたが、これからは当事務所の景気回復の話です。お付き合いください。

公益法人の整理促進を狙って「中間法人制度」の法制化が着々と進んでいます。

一部には「共益法人」という名称になるという噂も聞いてます。

「中間法人（仮称）制度の創設に関する要綱中間試案」も公表され、これに対する「意見書」も最近日本公認会計士協会から法務省宛てに提出したところです。この中には大規模法人に対する公認会計士監査の条項も含まれています。

民法 34 条法人に対しては毎年「公益法人個別調査票」が送られており、その中に「Ⅰ、基本に関する事項」の中に「法人の性格」を記載するようになっていました。それは

- 1、本来の公益法人
- 2、互助、共済、業界団体等（中間法人）
- 3、営利法人への転換候補
- 4、その他

この中から、選択するようになっていました。つまり色分けがすでに始まっているということです。

中間法人や営利法人への転換につき危機意識をもっていない理事が結構いますが中間法人になった場合は、法人税法上の恩恵はまず期待できないでしょう。

公益法人の資金が潤沢なのは、収益事業課税が限定列举であること、かつ請負業に関してはアグリーメント方式という便利な制度があること、税率も軽課であること、それと最大の恩典は「みなし寄付金」課税です。

公益法人が所轄官庁に決算書を届けると、質問書がきますが、その中に最近下記のような質問事項が含まれることが多くなってきました。

文書課等からの質問事項の一例

「同一業界関係理事が半数を超える等、指導監督基準を満たしていない。今後、中間法人に移行するつもりなのか、スタンスを聞かせてほしい」

つまり中間法人への移行の予告のようなものです。

業界の枠にとらわれない、国民全体にとっての重要課題に取り組む等の対処が迫られています。

「公益法人個別調査票」の記載事項の中の会計基準の適用状況も気になる記載箇所です。この中に「公認会計士の関与状況」は次のようになっています。

- 1、無し（税理士の関与含む）
- 2、公認会計士監査
- 3、会計・経理業務依頼